

「基本的考え方」論点整理に向けた議論ペーパー

平成 28 年 1 月 22 日
原子力政策担当室

[本資料は、原子力委員会での議論に資するため、委員の意を受け事務局が整理したものである]

1. 「基本的考え方」について（平成 27 年 10 月 6 日 原子力委員会）

これまで、「基本的考え方」の性格は、昨年10月6日の原子力委員会において議論されており、その際、委員間で以下のような共通理解が得られている。

「基本的考え方」とは、

- 中長期を見据えて、我が国の原子力の研究、開発及び利用や放射線利用等の幅広い分野の目指す方向と在り方を示すものであること、
- 関係機関の取組の方向性を示すもので、原子力委員会がその責務を果たす上での拠り所となるものであり、そのために必要な程度の具体性で施策のあり方を記述した内容であること、
- 政府の方針となっている「エネルギー基本計画」等を尊重しつつ、原子力を取り巻く幅広い視点を取り入れて、今後の方向性を示唆するものであること、

等の性格を有するものである。

2. 「基本的考え方」に関連した有識者ヒアリング（参考資料）

原子力委員会においては、基本的考え方策定のため、昨年1月28日から12月25日までの間、有識者26人から、原子力利用の在り方、東京電力福島第一発電所事故（以下、「東電福島事故」という）及びその影響、福島の復興・再生に関する事、原子力を取り巻く環境等について、広範に意見を聴取するとともに、意見交換を行ってきた。

また、これと並行して、原子力委員会の定常的な活動の一環として、原子力政策関係府省から、原子力政策の諸分野に関する最新の動向について、適時に報告を受けるとともに、これに関する議論を行い、かつ、法律に定められた諮問・答申（日本原子力研究開発機構に関する事、原子力規制委員会からの平和利用担保に関する事、及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する事）を行ってきた。

これら活動により得られた情報をベースに、今後、原子力委員会としての「基本的考え方」の策定に向けて、論点整理を行っていくこととする。

3. 「基本的考え方」の検討の進め方

「基本的考え方」の検討を進めるに当たって、まずは（原子力政策の目標を定める上での）「原子力委員会の基本認識」を整理し、その上で「原子力政策の基本目標」を明確にし、かかる基本目標に向けた取組を進める上で考慮すべき「原子力を取り巻く環境」を整理・分析するとともに、「これまでの原子力政策の主要な成果と課題」を振り返り、その上で、今後の原子力政策の「重点課題とその方向性」を明らかにしていく。

- (1) 「(原子力政策の目標を定める上での)原子力委員会の基本認識」 (→ 本資料の4.)
 原子力基本法の下、今日の「原子力政策の基本目標」を策定する上での起点となる、「原子力委員会の基本認識」を整理する。
- (2) 「原子力政策の基本目標」 (→ 本資料の5.)
 原子力基本法における目的及び基本方針、並びに「原子力委員会の基本認識」に基づき、これからの「原子力政策の基本目標」を明確化する。
- (3) 「原子力を取り巻く環境」 (次回定例会以降に議論)
 「基本目標」の実現に向けて、取り組むべき重点課題を明確化するに当たって考慮すべき「原子力を取り巻く環境」、すなわち社会的・経済的環境等について、分析し結果を整理する。
- (4) 「これまでの我が国の原子力政策の主要な成果と課題」 (次回定例会以降に議論)
 同様に、「基本目標」の実現に向けて取り組むべき重点課題を明確にするに当たって、これまでの「原子力政策の主要な成果と課題」について振り返り、これを整理する。
- (5) 「重点課題とその方向性」 (次回定例会以降に議論)
 「原子力を取り巻く環境」、「原子力政策の主要な成果と課題」等を踏まえ、「原子力政策の基本目標」を達成するために戦略的に取り組むべき重点課題とその方向性を示す。

4. 原子力政策の基本目標を定める上での原子力委員会の基本認識

原子力政策の基本目標を策定する上で、有識者ヒアリングや原子力委員会の諸活動を通じて得られた情報や意見交換を基に、「原子力委員会の基本認識」を以下に整理した。

「目指すべき国の姿」については、政府が科学技術政策の推進に当たり掲げているものが、原子力分野においても、他の重要政策と有機的な連携を図りながら実現を「目指すべき国の姿」として共有できるものとして整理した。

また、「原子力政策の基本目標」を定める上での、「(原子力委員会としての)基本認識」として、「国民の意識」、「社会・経済状況変化」及び「地球規模課題への対応」の3点を、基本目標策定に当たっての起点として整理した。

<目指すべき国の姿>

経済、安全保障、外交、科学技術、教育等の重要政策と有機的に連携しながら、原子力政策を推進することで、以下のような国の姿の実現を目指す。

「持続的な成長と地域社会の自律的な発展」、「国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現」、「地球規模課題への対応と世界の発展への貢献」、「知の資産の持続的創出」

<原子力委員会の基本認識>

①国民の意識

原子力利用をめぐる多くのトラブルやスケジュールの遅延が国民の不信を招き、更に東電福島事故により不信は頂点に達したといえる。また、原子力発電の普及とともに

に、国民の原子力や放射線への関心と、安全・安心に対する要求水準が高まる一方、根拠に基づく正確で理解しやすい情報の提供・発信が不十分であったこと等から、結果として国民の不安を招くこととなった。今後、原子力利用を進めるに当たっては、こうした不信や不安に対して真摯に向き合い、国民からの信頼を回復していくことが必須である。

②社会・経済状況の変化

我が国における原子力利用が開始されて以来、社会・経済状況は大きく変化した。我が国では、国内の原子力事業及び関連する研究開発の取組は、事業規制下にある電気事業者による国内需要を大宗とする環境下で発展した。しかし、少子高齢化の進行、生産年齢人口割合の減少、財政状況の厳しさ、国内エネルギー需給構造の変化、電力・原子力事業の競争環境の激化等が進行する中、我が国の原子力関係者は、これらの環境変化に対し、迅速かつ的確に適応することが急務となっている。

③地球規模課題への対応

グローバル化が進行する中、地球規模課題は多様化し、かつ深刻化しつつある。特に、地球温暖化については、人類共通のリスクであり、長期的で戦略的な取組が必要となっている。また、大幅な人口増加と経済発展の結果として、エネルギー資源や食糧資源への需要増大が見込まれ、医療・衛生分野における取組の重要性も高まっており、これらの課題に対応するに当たり、原子力は一つの有力な手段として見られている。更に、国内外の原子力平和利用を厳格に担保すること、核セキュリティを確保していくことの重要性は不変である。

5. 原子力政策の基本目標について

我が国の原子力の研究、開発及び利用が、引き続き原子力基本法に基づき行われることは論を俟たないが、同法成立から 60 年が経過し、「原子力委員会の基本認識」(4.)に記述した、「国民の意識」、「社会・経済状況の変化」、「地球規模課題への対応」を踏まえ、以下のとおり、基本法の範囲内で、「原子力政策の基本目標」を立てる。

1. 福島の復興・再生に取り組み、東電福島事故の教訓を活用する

福島の復興・再生は、東電福島事故後の原子力政策の再出発の起点であり、廃炉・汚染水対策、除染などの諸課題に対し着実に対応し、福島の復興・再生に全力で取り組む。同時に、原子力政策を進めるに当たっては、事故から得られた知見・教訓をあらゆる局面で活用し、我が国の原子力安全文化を確立する。更に、事故から得られた知見・教訓を諸外国と共有することを通じて、世界の原子力安全に貢献する。

2. 国民からの信頼の回復を目指すとともに、立地地域との共生の取組を進める

原子力利用に関する透明性を確保し、根拠に基づく正確で理解しやすい情報を作成・提供し、これを用いて対話すること等により国民の懸念に応えることを通じて、国民からの信頼の回復を目指す。また、事業者と地域社会が対話し、共に発展し共存共栄すると

いう「共生」を目指した取組を推進していく。

3. 原子力を活用して地球規模課題に対応し、人類社会の持続的発展に貢献する

地球規模課題である環境問題、エネルギー・食糧資源の確保、医療・衛生の向上等に貢献するため、放射線利用を一層推進していく。また、運転時には温室効果ガスを排出しない原子力発電の、国内外での利用を通じて、豊かで質の高い生活を実現し人類社会の持続的発展に貢献する。また、原子力利用の大前提である平和利用の担保と、核セキュリティの確保を、国内はもとより世界規模で厳格に実施されるよう、我が国として、不断の努力を継続する。

4. 原子力エネルギーを安全・安定に利用し、国民生活の向上を目指す

国民生活と産業活動の「血脈」であるエネルギーを、安定かつ低廉に供給することを通じて我が国の競争力を一層強化するため、安全を大前提に、各主体が各々の責任と計画性をもって原子力のエネルギー利用を進める。これにより、国民の安全・安心と、生活の質・水準の向上を目指す。

5. 原子力の基盤強化と、社会・経済状況の変化への適応を目指す

原子力分野の「知の基盤」を強化しつつ、これまでも増して「出口」を意識した研究開発を重点的に推進し、産学官の原子力関係機関の各々が、自らの役割・責任を明確化した上で、研究機関・研究者間の戦略的連携や原子力の基盤としての人材・技術力を強化するよう促す。

また、我が国の原子力を支える産学官のビジネスモデル全体が、急速に変化する社会・経済状況に迅速かつ効率的に適合するよう、新たな仕組み作りを促す。

(以上)

【参考】

➤ 原子力基本法

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

(設置)

第四条 原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力利用に関する事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について企画し、審議し、及び決定する。

➤ 第5期科学技術基本計画

(3) 目指すべき国の姿

科学技術イノベーション政策は、経済、社会及び公共のための主要な政策の一つとして、我が国を未来へと導いていくためのものである。したがって、政策の推進に当たっては、この政策によりどのような国を実現するのかを明確に提示し、国民と共有していくことが不可欠である。

第5期基本計画では、経済・社会が大きく変化し、国内、そして地球規模の様々な課題が顕在化する中で、我が国及び世界が将来にわたり持続的に発展していくために、以下の四つを「目指すべき国の姿」として定め、政策を推進する。政策の実施段階においては、日本再興戦略をはじめ、経済、安全保障、外交、教育といった他の重要政策と有機的に連携しながら推進を図り、ここに掲げた国の姿が最大限実現されることを目指す。

① 持続的な成長と地域社会の自律的な発展

経済成長と雇用の創出は、我が国の発展を支える根幹である。このため、高い生産性によって地域を含めた社会全体の活性化と国内の適切な雇用創出を図り、経済力の持続的向上を実現できる国となることを目指す。

② 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現

国民の生命及び財産を守り、人々の豊かさを実現していくことは国の使命である。このため、国及び国民の安全を確保し、国民の心が豊かで質の高い生活を保障できる国となることを目指す。

③ 地球規模課題への対応と世界の発展への貢献

我が国は、人類の進歩に絶えず貢献する国で在り続けなければならない。このため、我が国の科学技術イノベーション力を、地球規模課題への対応や途上国の生活の質の向上等に積極的に活用し、世界の持続的発展に主体的に貢献している国となることを目指す。

④ 知の資産の持続的創出

①から③の国の姿を実現するためには、我が国として、高度な科学技術イノベーション力を有することが前提となる。このため、多様で卓越した知を絶え間なく創出し、その成果を経済的、社会的・公共的価値として速やかに社会実装していく国となることを目指す。